

厚生労働省発老0612第1号  
令和2年6月12日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市町村長  
特別区長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月30日から適用することとされたので通知する。

## 別 紙

### 令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱

#### （通 則）

- 1 令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費及び在宅高齢者が健康を維持するために必要な広報に要する経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。
  - （1）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業  
令和2年5月15日老発0515第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う事業並びに同実施要綱に定める介護サービス事業所・介護施設等に対して都道府県等が補助する事業
  - （2）通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業  
令和2年4月30日老発0430第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和2年度通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及び特別区が行う事業

#### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - （1） 3（1）の事業
    - ア 都道府県等が実施する事業について、次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ 都道府県等が補助する事業について、次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額と、都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の

額を選定する。

ウ ア及びイにより選定された額の合計に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3(2)の事業

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2/3
通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業	通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	2/3

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件と間接補助事業者が地方公共団体の場合には(9)、地方公共団体以外の場合には「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに都道府県知事（指定都市及び中核市の場合には指定都市及び中核市の長。以下「都道府県知事等」という。）に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県等に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事等」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事等の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県等」と読み替えるものとする。また、間接補助事業者が地方公共団体以外の場合には、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものと

する。

(12) (11) により付した条件に基づき、都道府県知事等が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) (11) により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて令和3年6月末日（ただし、5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第 1

令和 2 年度介護保険事業費補助金（令和 2 年度補正予算分） 調書

令和 2 年度厚生労働省所管

（地方公共団体名）

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳出予算科目	交 付 決 定 額 の	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記 1 国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳に係るときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式第2

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

市区町村長

印

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 金 円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金所要額調（様式1）
- 2 事業計画書（様式2）
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和 2 年度介護保険事業費補助金（令和 2 年度補正予算分） 所要額調

（地方公共団体名）

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	都道府県等補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備考	補助率
	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円		
1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業										2/3
(1) 都道府県等実施分										
(2) 都道府県等補助分										
2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業										2/3
合 計										

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、都道府県等による間接補助事業の場合に、都道府県等が補助した額を記入する。
- 3 G欄には、C欄、D欄、E欄及びF欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 4 H欄には、G欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。



様式2 (1)

1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業  
事業実施計画書

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

事業内容	
(例：休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う)	
支援実施予定事業所等の数	事業所
対象経費支出予定額	円

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

事業内容	
(例：休業要請を受けた事業所や感染拡大防止の観点から自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。)	
支援実施予定事業所等の数	事業所
対象経費支出予定額	円

(3) 都道府県等の事務費支援事業

事業内容		
経費区分	対象経費支出予定額 (円)	積算内訳
合計	円	
合計 (千円未満切捨)	円	

対象経費支出予定額 (1) ~ (3) 計	円
-----------------------	---

※対象経費支出予定額の千円未満は切り捨てること。

様式2(2)の①

2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業  
事業計画書

地方公共団体名: \_\_\_\_\_

(1) 広報資料の作成

実施予定年月日・期間	実施内容	備 考
	(対象や内容・部数等を具体的に記入すること。例:○向け△のリーフレット□部) 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

(2) 情報発信

実施予定年月日・期間	実施内容	備 考
	(対象や内容等を具体的に記入すること。例:(1)で作成の動画を○TVで△期間配信) 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

(3) その他広報等の取組

実施予定年月日・期間	実施内容	備 考
	実施内容等を具体的に記入すること。 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

様式2 (2) の②

2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業  
支出予定額内訳書

(単位：円)

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
報酬		
給与		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合計	0	

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

市区町村長

印

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）の変更交付申請について

標記について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

申請額

追加交付・交付決定一部取消申請額	金	円
（内訳） 国庫補助金既交付決定額	金	円
変更後国庫補助金所要額	金	円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金（追加交付・交付決定一部取消）所要額調（様式1）
- 2 事業計画書（別紙様式第2に定める様式2）
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和 2 年度介護保険事業費補助金（令和 2 年度補正予算分）（追加交付・交付決定一部取消）所要額調

（地方公共団体名）

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差 引 額	対 象 経 費 支 出 予 定 額	基 準 額	都 道 府 県 等 補 助 額	国 庫 補 助 基 本 額	国 庫 補 助 所 要 額	既交付決定額	追 加 交 付 額 (一部取消額)	備 考	補助率
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	(H-I)J		
円												
1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業												2/3
(1) 都道府県等実施分												
(2) 都道府県等補助分												
2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業												2/3
合 計												

- (注) 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。  
 2 **F欄**には、都道府県等による間接補助事業の場合に、都道府県等が補助した額を記入する。  
 3 **G欄**には、C欄、D欄、E欄及びF欄を比較して最も少ない額を記入する。  
 4 **H欄**には、G欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

番 号  
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

印

市区町村長

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金 円

(添付書類)

- 1 介護保険事業費補助金精算書（様式1）
- 2 事業実績報告書（様式2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本

令和 2 年度介護保険事業費補助金（令和 2 年度補正予算分） 精算書

（地方公共団体名）

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差 引 額	対 象 経 費	基 準 額	都 道 府 県 等	国 庫 補 助	国 庫 補 助	国 庫 補 助	国 庫 補 助	差 過 引	備 考	補助率
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(J-H)K		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業						/							2/3
(1) 都道府県等実施分						/		/	/	/	/		
(2) 都道府県等補助分								/	/	/	/		
2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業						/							2/3
合 計						/							

- (注) 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、都道府県等による間接補助事業の場合に、都道府県等が補助した額を記入する。
- 3 **G欄**には、C欄、D欄、E欄及びF欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 4 **H欄**には、G欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式2 (1) の①

1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業  
事業実績報告書

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

事業内容	
(例：休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行った。)	
支援実施事業所等の数	事業所
対象経費実支出額 (助成額)	円

※事業所名及び実支出額の内訳は②一覧表に記載

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

事業内容	
(例：休業要請を受けた事業所や感染拡大防止の観点から自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行った。)	
支援実施事業所等の数	事業所
対象経費実支出額 (助成額)	円

※事業所名及び実支出額の内訳は②一覧表に記載

(3) 都道府県等の事務費支援事業

事業内容		
経費区分	対象経費実支出額 (円)	積算内訳
合計	円	
合計 (千円未満切捨)	円	

対象経費実支出額 (1)～(3)計	円
-------------------	---

※対象経費実支出額の千円未満は切り捨てること。



1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業  
事業実績報告書(事業所別一覧表)

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業			2. 介護サービス事業所等との連携支援事業			助成額計(g)	個別協議 有無(h)	備考
				基準単価(a)	実支出額(b)	助成額(c)	基準単価(d)	実支出額(e)	助成額(f)			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
合計												

(注)

- 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」の別添に記載された基準単価を記入すること。  
ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」の別添に基づく個別協議を実施し、基準単価が変更になった場合には、変更後の基準単価を記載すること。  
(基準額の変更を行った場合には、「個別協議有無(h)」に○を記入すること。)
- 「実支出額(b)」及び「実支出額(e)」は助成先の事業所で実際に要した経費(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 「助成額(c)」は、「基準単価(a)」と「実支出額(b)」を比較して低い方の額を、「助成額(f)」は、「基準単価(d)」と「実支出額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 「助成額計(g)」は、「助成額(c)」と「助成額(f)」の合計額を記入すること。

様式2(2)の①

2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業  
事業実績報告書

地方公共団体名: \_\_\_\_\_

(1) 広報資料の作成

実施年月日・期間	実施内容	備 考
	(対象や内容・部数等を具体的に記入すること。例:○向け△のリーフレット□部) (作成した資料等を添付すること。) 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

(2) 情報発信

実施年月日・期間	実施内容	備 考
	(対象や内容等を具体的に記入すること。例:(1)で作成の動画を○TVで△期間配信) 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

(3) その他広報等の取組

実施年月日・期間	実施内容	備 考
	実施内容等を具体的に記入すること。 事業委託の有無(有・無) 有りの場合、委託先団体等の名称( )	

様式2 (2) の②

2 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業

実支出額内訳書

(単位：円)

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳
報酬		
給与		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合計	0	

別紙様式第5

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

市区町村長

印

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）について、令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱第5の（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。